

北海道米をめぐる状況

1 令和3年産水稻の作柄状況

(単位：ha、トン)

		元年産 (R1. 9. 15)		2年産 (R2. 9. 15)		3年産 (R3. 9. 25)
全国	作付面積	1,584,000	▲9,000	1,575,000	▲11,000	1,564,000
	(主食用)	(1,379,000)	▲13,000	(1,366,000)	▲63,000	(1,303,000)
北海道	作付面積	105,600	▲900	104,700	▲1,400	103,300
	(主食用)	(97,000)	▲1,700	(95,300)	▲6,900	(88,400)
	収穫量	588,100	+6,300	594,400		未発表
	(主食用)	(533,900)	+19,800	(553,700)	▲27,700	(526,000)
	作況	104	+1	105	+3	108

資料：農林水産省「作物統計」「令和3年産水稻の作付け面積及び9月25日現在における作柄概況」

注1：作付面積には青刈り面積を含む。

注2：収穫量は子実用。

2 主食用米等の需給見通し（令和3年7月）

(単位：万トン)

			3年3月		3年7月
令和3 / 4年	令和3年6月末民間在庫量	A	207~212	+7~+12	219
	令和3年産主食用米等生産量	B	693	0	693
	令和3/4年主食用米等供給量計	C=A+B	900~905	+7~+12	912
	令和3/4年主食用米等需要量	D	705	▲2	703
	令和4年6月末民間在庫量	E=C-D	195~202	+8~+15	210

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

3 需要実績の推移

(単位：万トン)

		29/30年		30/元年		元/2年		2/3年 (速報値)
全国		739.6	▲5 ▲1%	734.6	▲20 ▲3%	714.4	▲11 ▲2%	703.6
	北海道	51.6	▲1 ▲2%	50.6	+5 +10%	55.5	▲5 ▲9%	50.5

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

4 民間在庫量の推移

(単位：千トン)

	R元. 8月末		R2. 8月末		R3. 8月末
全国	790	+220	1,010	+170	1,180
北海道	75	+10	85	+40	125

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者及び年間取扱量5,000トン以上の販売業者。

注2：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5 相対取引価格の動向

(単位：円/60kg)

	元年産(2年8月)		2年産(3年8月)
北海道ななつぼし	16,076	▲2,437	13,639
北海道ゆめぴりか	16,810	▲29	16,781
北海道きらら397	15,532	▲4,311	11,221

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

6 事前契約数量の推移

(単位：千トン)

	30年産	元年産	2年産	3年産
全国	1,429	1,403	1,516	754
(事前契約比率)	(50%)	(47%)		
北海道	175	208	204	170
(事前契約比率)	(56%)	(60%)		

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」「米の農産物検査結果」

注1：対象は、年間取扱数量5,000トン以上の出荷事業者。

注2：令和2年産及び令和3年産の値は令和3年7月末時点の速報値。

R 4「生産の目安」の運用改善及び産地交付金等の検討に向けたアンケート調査 集計結果

全協議会数	123
回答協議会数	121

問 1 平成30年産以降、貴協議会において、「生産の目安」に即した作付が行われているかどうかお聞きします。

(令和3年産については、「生産の目安」と「J A別の作付転換推進目標」に即した作付が行われているかどうかでお考えください)

【問 1 - 1】

以下の中から、現在の協議会の実態に一番近いものを選択してください。

① 農業者ごとに「生産の目安」を提示しており、「実際の作付面積」は、ほぼ「生産の目安」とおりとなっている。	72 (60%)
② 農業者ごとに「生産の目安」を提示しているが、一部農業者の作付動向を協議会では把握できない。	3 (2%)
③ 農業者ごとに「生産の目安」を提示していないが、結果的に、協議会全体の「実際の作付面積」は、ほぼ「生産の目安」とおりとなっている。	41 (34%)
④ 農業者ごとに「生産の目安」を提示しておらず、農業者の作付動向を協議会では把握できない。	5 (4%)
計	121 (100%)

【問 1 - 2】

問 1 - 1 で②と回答した方に伺います。前問で回答した「一部農業者」の人数や面積を教えてください。

A 協議会		B 協議会		C 協議会	
228 人中	176 人程度	140 人中	2 人程度	2 人中	1 人程度
1,627 ha中	837 ha程度	1,200 ha中	17 ha程度	13 ha中	11 ha程度

【問 1 - 3】

問 1 - 1 で③と回答した方に伺います。農業者ごとに「生産の目安」を提示していないに関わらず、「実際の作付面積」が概ね「生産の目安」とおりとなる理由や背景を教えてください。

- ※ 主食用米の作付が1,000ha以上の協議会の回答のみ抜粋
(1,000ha以下の協議会は、農家の作付意向に大きな変化が無く、高齢化等による減で、結果的に概ね目安どおりとなっている協議会が多い)

- ・ 作付意向調査を2回実施 + 育苗前に米をめぐる情勢等の説明会を開催
- ・ 協議会別の目安が提示された後に作付意向調査を実施し、協議会全体の目安を上回る場合は調整
- ・ 結果的に、概ね作付意向どおりの目安が提示されている (複数回答あり)
- ・ 農事組合ごとに調整
- ・ 方針作成者に目安を配分
- ・ 非主食用米への転換支援により達成 (複数回答あり)
- ・ 非主食用米の提示 + 一括管理方式で調整 (複数回答あり)

【問 1 - 4】

問 1 - 1 で④と回答した方に伺います。今後、「生産の目安」に即した作付に向けて、貴協議会で改善する予定がある場合は、どのように改善する予定かを教えてください。
また、改善する予定が無い場合は、その理由や背景を教えてください。

回答		どのように改善するか、改善しない場合は理由は理由や背景
① 改善する予定がある。	2 (40%)	・農業者と密に連携し、作付動向を確認。 ・作付動向は把握している。来年度から（目安の）周知を行う。
② 改善する予定は無い。	3 (60%)	・水稻の作付けが少なく主に自家用米。 ・例年の作付面積の維持が精一杯。 ・作付動向は把握しているが目安通りにならないのが現状。 また、協議会として目安通りに作付けさせるような強制はしていない。
計	5 (100%)	※ 5 協議会中 3 協議会は水稻の作付がごく僅か

問 2 各農業者が、「生産の目安」を超過しないようにすることで、協議会ごとの「作付実績」と「生産の目安」に乖離が生じている実態があります。

貴協議会において、このような乖離が、毎年どの程度発生しているかお聞きます（作付転換の取組のあった R 3 以外の年度についてお答えください）。

<乖離の例>

	生産の目安	作付実績	目安と実績の乖離
農家 A	8.2ha	8.15ha	0.05ha
農家 B	6.4ha	6.36ha	0.04ha
農家 C	9.0ha	8.92ha	0.08ha
...
協議会計	1,200ha	1,150ha	50ha

積み重なると一定の乖離

【問 2 - 1】

「生産の目安」を超過しないようにすることで、「実際の作付面積」が「生産の目安」より少なくなる農業者の割合について、一番近いものを選んでください。

① 0～20%	87 (75%)
② 20～40%	9 (8%)
③ 40～60%	2 (2%)
④ 60～80%	3 (3%)
⑤ 80～100%	15 (13%)
計	116 (100%)

【問 2 - 2】

問 2 - 1 に該当する農業者の乖離面積を積み上げると、どの程度の面積になりますか？

回答のあった面積の合計

1,400 ha程度

【問2-3】

「目安プラス〇%（又は〇ha）程度の誤差は実績に含めない」と運用を改善した場合に不都合は生じますか？
不都合が生じる場合は、その理由を教えてください。

① 特に不都合は生じない	105	(91%)
② 不都合が生じる	10	(9%)
計	115	(100%)

【不都合が生じる理由】

- ・ 設問の運用改善を実施する以前に「生産の目安」で提示された面積を遵守すべき。その上で作付面積に余剰があれば追加的に各協議会へ配分するのが望ましいのではないか。
- ・ 運用の内容が理解出来ない。
- ・ 協議会で厳格な運用をしており、誤差を認めた場合、新たなルールを作る必要があり、事務的に煩雑、かつ生産者の理解も取り付けなければならない。
- ・ 目安を守ろうとする地域の意識がさらに薄れ、目安を提示する意味があるのか？
- ・ 当地区では農業者の配分時に生じる端数の面積分のみが誤差として生じる。それ以上の誤差が発生する地区と比較し不公平感が生じる。運用を改善する場合はどれだけの誤差が許されるのか事前に示して欲しい。
- ・ 農業者間で不公平感が出るのでは。

問3 産地交付金の有効活用に向けた検討の基礎資料とするため、以下の回答について、ご協力をお願いします。

【問3-1】

産地交付金（地域枠）で設定している用途のうち、R3も継続*しており、かつ、R2実績所要額（単価×面積）が大きい用途（上位3つ）について、以下の内容（所要額、継続年数、主な成果など）を教えてください。

⇒ 次年度に向けた事務局の内部検討に活用

【問3-2（資料提出依頼）】

貴協議会における「麦」「大豆」「そば」「なたね」の助成体系を把握したいので、別添を参考に、作物ごとの助成イメージ図（積み木の図など）を提出願います。

⇒ 次年度に向けた事務局の内部検討に活用

【問3-3】

水稻に関する省力化・低コスト化技術のうち、貴協議会の地域で、

(1) 特に推進している（今後必要と考えている）技術

(2) （導入コスト以外の）理由があって導入できない技術

について、その理由や背景とともに教えてください（技術は複数選択可）。

(1) 特に推進している（今後必要と考えている）技術

順位	技術名	協議会数
1	ドローンを利用した作業	35
2	GPSを利用した作業	33
3	病害虫予察情報による適期防除実施	28
4	土壌分析・生育診断を踏まえた施肥	26
4	ICT機器による水管理（自動給水装置・水田センサー）	26
6	側条施肥	19
6	高密度播種短期育苗（密播中苗含む）	19
8	リモートセンシング技術を活用した生育診断に基づく栽培管理	19
9	施設の共同利用	17
10	温湯種子消毒の実施	17
11	乾土効果促進の取組（額縁明渠・溝切り・心土破碎）	16
12	直播栽培	14
13	機械の共同利用	12
14	農作業の委託	10
15	自動換気装置による育苗ハウス内温度管理	8

※ 太字はR4から重点的に推進予定の技術（現時点）

順位	技術名	協議会数
16	肥効調節型肥料の施用	7
17	多収性品種	5
17	堆肥散布	5
17	育苗箱全量施肥	5
20	疎植栽培	4
20	乳苗・稚苗移植栽培	4
20	農薬の育苗播種同時処理	4
20	田畑輪換	4
24	抵抗性品種「きたくりん」の導入	3
25	プール育苗	2
25	農薬の田植え同時処理	2
27	国際水準GAP（JGAP、ASIAGAP、GLOBALGAP）の認証取得	2
28	不耕起栽培	1
28	流し込み施肥	1
30	無代かき移植	0

(2) （導入コスト以外の）理由があって導入できない技術

順位	技術名	協議会数	導入できない主な理由（コスト面以外）
1	直播栽培	15	気象条件が合わない、基盤整備が進んでいない
2	ICT機器による水管理（自動給水装置・水田センサー）	11	高齢化
3	国際水準GAP（JGAP、ASIAGAP、GLOBALGAP）の認証取得	10	必要性が浸透してない、費用や労力に比してメリットが少ない
4	GPSを利用した作業	8	インフラ未整備地域がある
4	リモートセンシング技術を活用した生育診断に基づく栽培管理	8	高齢化で技術対応が難しい
6	疎植栽培	7	気象条件が合わない、タンパクが高くなる傾向
7	抵抗性品種「きたくりん」の導入	6	販売面で積極的な作付けとなっていない、面積減少
7	田畑輪換	6	基盤整備が必要
7	高密度播種短期育苗（密播中苗含む）	6	機械の保有が困難でリースも限られる

(参考：10位以下)

順位	技術名	協議会数
10	機械の共同利用	5
10	多収性品種	5
10	プール育苗	5
10	ドローンを利用した作業	5
14	不耕起栽培	4
15	無代かき移植	3
16	施設の共同利用	2
16	乳苗・稚苗移植栽培	2
18	農作業の委託	1
18	自動換気装置による育苗ハウス内温度管理	1
18	育苗箱全量施肥	1

順位	技術名	協議会数
18	肥効調節型肥料の施用	1
18	農薬の田植え同時処理	1
18	乾土効果促進の取組（額縁明渠・溝切り・心土破碎）	1
24	土壌分析・生育診断を踏まえた施肥	0
24	堆肥散布	0
24	側条施肥	0
24	流し込み施肥	0
24	温湯種子消毒の実施	0
24	農薬の育苗播種同時処理	0
24	病害虫予察情報による適期防除実施	0

【問3-4】

水稻に関する省力化・低コスト化技術のうち、

- 直播栽培
- GPSを利用した作業
- 高密度播種短期育苗（密播中苗含む）
- ICT機器による水管理（自動給水装置・水田センサー）
- ドローンを利用した作業
- リモートセンシング技術を活用した生育診断に基づく栽培管理

について、普及状況、普及の阻害要因、導入に向けた検討状況を教えてください。

⇒ 詳細な制度設計に向けた事務局の内部検討に活用

問4 貴協議会における畑地化の検討状況についてお聞きします。

【問4-1】

貴協議会内で、R3以降に畑地化を予定している、又は、検討している生産者はいますか？□

区分	協議会数	割合
① いる	13	11%
② いない	78	64%
③ 把握してない	30	25%
未回答	0	0%
計	121	100%

【問4-2】

問4-1で「①いる」と回答した方に伺います。貴協議会内で、R3以降に畑地化を予定している、又は、検討している生産者がどのくらいいるか、教えてください。

人数	26人
面積	99.5 ha

【問4-3】

現在の畑地化に関する国の支援水準（17.5万円/10a）についてお聞きします。

区分	協議会数	割合
① この支援水準では畑地化を推進することはできない	63	52%
② 国の支援水準としては十分	53	44%
未回答	5	4%
計	121	100%

【問4-4】

問4-3で「① この支援水準では畑地化を推進することはできない」と回答した方に伺います。支援水準がどの程度になれば、畑地化が進むと考えますか。

区分	協議会数	割合
① 17.5万円～25.0万円/10a	1	2%
② 25.0万円～30.0万円/10a	4	6%
③ 30.0万円～40.0万円/10a	2	3%
④ 40.0万円以上	10	16%
⑤ いくらに設定しても進まない	46	73%
未回答	0	0%
計	63	100%

【問４－５】

畑地化に関する「地域としての」検討状況について、貴協議会の実態に最も近いものを選択してください。

区分	協議会数	割合
① 水稻の作付が多く、畑地化すべき農地はほとんど無い。	41	34%
② 現在、畑地化に向けて検討を進めている。	19	16%
③ 畑地化を推進する必要性を感じているが、具体的に動くことは難しい。	43	36%
④ 水稻の作付が無い（又は少ない）が、畑地化を推進する必要性を感じていない。	17	14%
未回答	1	1%
計	121	100%

【問４－６】

問４－５で「③ 畑地化を推進する必要性を感じているが、具体的に動くことは難しい」と回答した方に伺います。具体的に動くことは難しい理由について教えてください。

⇒ 今後の推進に向けた事務局の内部検討に活用

【問４－７】

問４－５で「④ 水稻の作付が無い（又は少ない）が、畑地化を推進する必要性を感じていない」と回答した方に伺います。畑地化を推進する必要性が無いと考える理由について教えてください。

⇒ 今後の推進に向けた事務局の内部検討に活用

問5 その他、自由記載

【問5-1】

その他、「生産の目安」に関する意見があれば記入願います。

米政策全体に対する意見	国がある程度主導した中で達成を図っていく方が現実的（同様の意見ほか2件）。
	他府県が自由に生産しているため国内の需給調整が取れていない現状を変えないと意味が無い。北海道内でも目安を守ることで損したような機運が高まれば収拾がつかなくなる懸念（同様の意見ほか4件）。
R3緊急作付転換に対する意見	R3の緊急作付転換は地域に大変な混乱。複数の目標が後から提示されることの無いよう望む（同様の意見ほか2件）
	農業者の手取りに影響を及ぼさないよう、引き続き適正な生産の目安を検討いただきたい。
	米価下落を回避するためには、今回の道米対の飼料用米転換による深掘りの施策は非常によかったと思う。
その他目安の設定に関する意見	地域協議会ごとの目安は早めに提示して欲しい。
	目安達成協議会（自然減含む）には恩恵、特に理由無く目安のことを考えてない協議会にはペナルティが必要。
	水稲作付意識・意欲が高い地域には、目安がなるべく減らないよう実情に応じた配分をして欲しい。
	算定方法の詳細を明らかにして欲しい。
	従来どおりで良い。
	小規模産地への配慮（〇〇ha減とされても比較的面積の大きい生産者にしわ寄せ）。
	不安定な需要動向でR3のように大きく主食用米を減産する場面も出てくるので、問2-3の「目安プラス〇%（又は〇ha）程度の誤差は実績に含めない」とする運用改善は是非行っていただきたい。
複数年契約加算が始まったので、配分方法を主食用米ベースから加工用米契約数量ベースに切り替えた。主食用米ベースの配分には早期に米作の面積を正確に算出しなければならないが、加工用米契約ベースにすることで配分の修正等もない。なお、当町は復田の見込みは薄い。	

【問5-2】

その他、「産地交付金」に関する意見があれば記入願います。

地域枠の配分に対する意見	主食用水稲の金額が安定するまでは、地域枠の割合を昨年と同様に戻してほしい。来年度以降の飼料用米の需要が見込めるか不安があるため、麦大豆といった土地利用型作物や地域が推奨する作物に充当することで転作を促していきたい（同様の意見ほか7件）。
予算確保に対する意見	水田農業に必要な不可欠な制度であり、引き続き予算確保をして欲しい（同様の意見ほか5件）。
地域枠の継続メニューに対する意見	達成度の高い取組でも維持が必要な取組は継続を認めて欲しい（同様の意見ほか2件）
事務量に対する意見	リノベ事業も加わり、職員が少なくなる中、事務負担が大きい。ビジョンのチェックシートの簡素化や、要件簡略化などを検討して欲しい（同様の意見ほか4件）。
スケジュールに対する意見	ビジョンの承認通知が遅い（同様の意見ほか3件）。
	道枠の個票の内容は早めに周知して欲しい。
	（道枠の）単価の通知が遅い。
配分方法に対する意見	（地域枠の）配分額の考え方、何を基準にして算出しているか教えてほしい（同様の意見ほか1件）。
その他	承認後の単価調整方法の変更ができないこと、追加配分の見通しが不明瞭で、実質的な未活用が出てしまう仕組みを改善して欲しい。
	ビジョンを設定できる品目や内容の自由度を上げてほしい。
	全道の地域枠のメニュー設定内容を共有して欲しい。
	主食用米の価格によっては主食用米へ交付金を充当できるようにしてほしい。
	より転作を選択肢にしやすい、基本技術を要件とした個票にして欲しい。
	水田を賃貸により作付している場合、作付している農業者の意思のみでは畑地化を進めることが難しい場合がある。
	単価は都道府県単位ないし国で単価設定を行うことで価格や作物の理由についても担保されるし、協議会の業務もスリムになる。
	取組要件の見直しを強く求められ、要件のハードルが年々高くなることに、特に高齢農業者からの不満が大きくなってきている。地域協議会職員が悪者になってしまっているので、農水省は産地交付金の基本的方針や考え方を農業者のみなさんへ直に伝わるように、もっとしっかり情報発信するべき。
産地交付金の交付対象者を認定農業者に限定することが差別だと国から指摘を受けたが、数量払いやナラシは認定農業者に限定されているので矛盾している。	

JAグループ北海道における 令和4年産生産の目安設定に係る考え方について

令和3年10月
JA北海道中央会

1. 水稲作付面積拡大に向けた取り組み状況

- 北海道は、これまでの生産者・関係者の努力と苦勞の積み重ねにより、国内最大規模の米産地へと発展した。将来的に農業従事者の高齢化により全国の米の生産力が減少することを見据えて、北海道は現状の生産力を維持し、段階的に全国に占める北海道米のシェア拡大を図っていくこととした。
このため、JAグループ北海道では、平成30年11月に策定した「北海道水田農業ビジョン(第3版)」において、将来にわたって日本の米生産をリードする「日本一の米どころ北海道」の実現に向け、水稲作付面積の目標を107,000ha以上に設定した。
- 水稲作付面積拡大に向け、道枠産地交付金において、水田活用米穀への支援を拡充し、畑作物からの転換を図ってきたが、減少に歯止めがかかっている。
- 水稲においては、全国における生産力の減少度合いよりも新型コロナウイルス感染症等を含めた主食用米需要量減少の度合いが大きいため、大幅な需給緩和が生じ、全国的に飼料用米等、水田活用米穀の面積が拡大している。
また、米政策において、需給は市場に委ねる方向であるため、需給の改善、並びに大きく下落した米価の回復可能性は不透明な状況にある。

2. 令和4年産以降に向けた用途別の水稲作付の方向性

(1) 主食用米

- 令和3年産の作柄により令和4年6月末の民間在庫量が算出され、令和4年産主食用米等生産量が示されるが、全国的に大幅な削減が求められる可能性がある。
については、4R Yの販売量、繰越在庫を見据え、北海道米における販売上の需給均衡を考慮し、5R Y繰越在庫の適正化(20千ト程度)へ向け、4年産の目安を設定する必要がある。
- 更なる作付転換を達成するためには、産地交付金の活用にあたり、道枠の拡大に加え、道枠メニューの単価見直し、地域配分の見直しなどによって、必要な財源を確保することが必要となる。

(2) 加工用米

【背景】

- 主食用米需給の悪化に伴い、加工用米の販売環境も大きく影響を受け、3年産米については用途を問わず前年産から大幅に価格水準が下落し、極めて厳しい販売環境にある。

- 加工用うるち米の中心用途となる酒造用途については、コロナ禍における製品出荷の不振が続いているとともに、冷凍米飯についても業務用需要の減退により生産が大きく落ち込んでいる。
- 3年産米におけるホクレンの加工用うるち米の取り扱いについては、比較的、価格の優位性がある加工米飯向けを優先して推進し、主力の冷凍米飯メーカーとの継続的な取り組みに加えて、大手加工食品メーカーとの新たな取り組みを開始すること等により、17.8千トンの契約締結に至った。
- しかしながら、既存需要者においては、過年産の繰越在庫が増加している他、4年産まで複数年契約で単年需要量を上回る契約を締結している状況にあるため、原料在庫の解消が課題となっている。

【推進方向】

- 令和4年産についても引き続き厳しい需給環境下の中、既存需要の維持が必要であるため、北海道の加工用米の目安は令和3年産実績を基本に検討する。
- 地域別の目安参考値の設定については、令和3年同様、参考値として目安を設定し、過去実績を基本に検討する。

(3) 新市場開拓用米（輸出用）

【背景】

- 令和3年産輸出用米は主食用米需給の悪化等に伴い、厳しい販売環境を強いられましたが、海外に展開している日本企業の外食チェーンへの新規販路獲得等により、前年産対比+1.5千トンの契約となった。
- 将来的な国内需要の減少傾向を踏まえると、海外市場への販路開拓を更に強化していく必要があり、輸出拡大には継続的・戦略的な取組みが不可欠となる。

【推進方向】

- 国の施策とも十分に連動を図った中で、海外に展開している日本企業はもとより、GFP登録JAや「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」のリスト産地等と連携しながら、戦略的に輸出拡大を目指す。

(4) 飼料用米

【背景】

- 主食用米からの緊急転換も含めて、3年産飼料用米のホクレンの出荷契約数量は15千トンとなったが4年産に向け、需要量は一定程度確保可能な状況にある。
- 農倉の収容力問題が深刻化する中で、飼料メーカー各社とは早期出庫を最優先課題として交渉してきた経過にあり、緊急的に取組む飼料用米は、政府米（MA米・備蓄米）の置換としての使用が中心となる。

【推進方向】

- 水稲作付面積の維持拡大のために転換可能な水田活用米穀は、ほぼ飼料用米であるため、飼料用米への推進を継続する。

(5) 政府備蓄米

【背景】

- 米価下落局面において、価格が見込める備蓄用米の需要は高い。令和4年産においても高い需要が見込まれ、共通枠において厳しい入札競争が想定される。

【推進方向】

- 令和4年産においても継続して取り組むこととする。

3. 道枠産地交付金の設定

【背景】

- 水活の予算が逼迫している模様であるため、産地交付金の留保割合が1割以上へ拡大され、実質、産地交付金の減額となる可能性がある。
需給状況を踏まえると、水田活用米穀の面積拡大が必要な状況にあるため、道枠産地交付金の確保が必要になる。
よって、道枠産地交付金メニューは水田活用米穀の支援単価の減額、ならびに水稲へ戻せることを前提としながら一時的に畑作物の推進も検討する必要がある。

【推進方向】

- 目安の仕組みは主食用米の収入が他用途よりも高くなければ、極端な深掘り推進につながりかねないため、ナラシを含めた主食用米の収入を基準に道枠産地交付金メニュー単価を検討する。また、令和3年産において、緊急深掘り対策のために講じた飼料用米等への推進加速化助成と緊急助成は廃止する。
- 飼料用米における多収品種は一般品種と比較すると収量が多いため、所得確保に向けて多収品種を推奨するが、一般品種へも取り組めるよう支援を継続する。
- 令和4年度予算概算要求における水活には飼料用米等への複数年契約加算が示されていない。道枠産地交付金による複数年契約加算については、国による加算措置のない加工用、輸出用等へ支援してきたが、令和3年産においては販売上、厳しい需給環境下による複数年契約は生産者の利益につながらないため、契約締結が難しい状況にあった。
また、飼料用米の複数年契約は主食用米の需給調整へ柔軟に対応することが難しくなる要因となる可能性もあるため、水田活用米穀に対する複数年契約への加算のあり方について検討する。
- 新市場開拓（輸出）用米は、積極的な需要拡大に向け、加工用米と支援水準を区分し、支援単価を検討する。そのため、輸出用米の需要拡大により、平均販売単価が下がる可能性も踏まえ、支援水準を検討する。

なお、販売価格差を踏まえた支援単価を設定し、概ね加工用と輸出用の収入が同等程度となるよう検討を進める。

- 産地交付金留保割合の動向等、配分の考え方により、産地交付金が大きく変更される懸念があるため、地域枠への影響を勘案する。さらには地域枠の配分方法についても見直しを行うことも検討する。

4. 畑地化の推進

(1) 経過

【国の動き】

- 将来における人口減少が想定される中、自給率のためにも農地は減らさないが、予算の観点から水活予算を効率的に活用しながら節減したい方向にある。そのため、過去から何度か交付対象水田の見直しに触れ、畑地化への取り組みに対し、支援を実施してきた。
- 令和3年度予算における水田活用の直接支払交付金においても、高収益作物畑地化支援のメニューにおいて、17.5万円/10aへ単価が増加したが、令和5年までの時限措置と記載されている。

【北海道の動き】

- 過去から国の生産調整に従い、畑作物への作付転換を中心に進めており、平成30年以降も需給調整に協力してきたが、実態としては経営者自らの判断において積極的に畑作物や水田活用米穀へ転換してきた地域もあった。
- 令和2年度の道米対において、畑地化の推進を確認したものの、十分に進んでいない状況にある。

(2) 今後の対応

- 将来、水稻を作付する見込みがない集落へは事業を活用した畑地化を推進してまいりたい。ただし、集落全体で水利機能の保全が必要であるため、水稻作付を継続する農業者が存在する集落においては、水稻を守る観点から将来方向を検討いただくこととする。
なお、畑地化の推進はJAグループだけでなく、道・市町村を含む再生協議会、北海道農政事務所と連携の上、取り進めてまいりたい。

以上

4年産「生産の目安」の基本的な考え方 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="387 427 913 459" style="text-align: center;">4年産「生産の目安」の基本的な考え方</p> <div data-bbox="611 507 1070 619" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>令和3年10月8日 北海道農業再生協議会水田部会</p> </div> <p data-bbox="208 651 465 683">1 米をめぐる情勢</p> <p data-bbox="230 699 1097 994">主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少が見込まれており、この傾向は今後も続く見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p data-bbox="230 1010 1097 1348">本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさ</p>	<p data-bbox="1312 427 1839 459" style="text-align: center;">3年産「生産の目安」の基本的な考え方</p> <div data-bbox="1536 507 1995 619" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>令和2年10月5日 北海道農業再生協議会水田部会</p> </div> <p data-bbox="1131 651 1388 683">1 米をめぐる情勢</p> <p data-bbox="1153 699 2020 994">主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少が見込まれており、この傾向は今後も続く見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。</p> <p data-bbox="1153 1010 2020 1348">本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさ</p>

さまざまな需要に応じていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

2 「生産の目安」の概要

(1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応じていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

(2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

さまざまな需要に応じていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

2 「生産の目安」の概要

(1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応じていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

(2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
	もち	数量(t)			
		面積(ha)			
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考)主食用以外の内訳		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
		面積(ha)					
	もち	数量(t)					
		面積(ha)					
合計	数量(t)						
	面積(ha)						

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施

(10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
	もち	数量(t)			
		面積(ha)			
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考)主食用以外の内訳		
	うち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
		面積(ha)					
	もち	数量(t)					
		面積(ha)					
合計	数量(t)						
	面積(ha)						

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施

(10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。

○ 道が全道の水稲作付意向面積の増減(前年比)をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。

○ 地域協議会は、協議会内(JA・集荷業者等)で全道の調査結果等を情報共有。

(2) 団体ごとの販売計画策定 (～11月)

○ 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定 (12月)

○ 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。
(算定方法の概要は別紙のとおり)

(4) 「生産の目安」の決定・提示 (12月)

○ 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

4 「生産の目安」の推進等

(1) 「生産の目安」の推進

○ 道農業再生協議会(水田部会)は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。

○ 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。

○ 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示す

○ 道が全道の水稲作付意向面積の増減(前年比)をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。

○ 地域協議会は、協議会内(JA・集荷業者等)で全道の調査結果等を情報共有。

(2) 団体ごとの販売計画策定 (～11月)

○ 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定 (12月)

○ 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。
(算定方法の概要は別紙のとおり)

(4) 「生産の目安」の決定・提示 (12月)

○ 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

4 「生産の目安」の推進等

(1) 「生産の目安」の推進

○ 道農業再生協議会(水田部会)は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。

○ 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。

○ 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき生産者別の「生産の目安」を算定・提示することを基本

~~ることを基本に~~ほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示状況等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

に、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

4年産「生産の目安」の基本的な考え方 別紙 新旧対照表

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>4</u>年産「生産の目安」の算定方法の概要</p> <p>1 算定の流れ</p> <p>(1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。</p> <p>(2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。</p> <p>(3) 令和<u>4</u>年産の主食用うるち米については、3の(1)のイで地域協議会別の「生産の目安」を算定した後、5に基づく調整を行う。</p> <p>2 全道の「生産の目安」の算定方法</p> <p>(1) 数量の目安</p> <p>ア 水稻全体 イからエの合計値とする。</p> <p>イ 主食用米 次の情報を総合的に勘案し、算定する。</p> <p>(ア) 農業団体及び集荷団体から報告される<u>4</u>年産米の生産販売計画における主食用米の販売計画数量</p> <p>(イ) <u>3/4</u>年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）</p> <p>(ウ) <u>2/3</u>年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>3</u>年産「生産の目安」の算定方法の概要</p> <p>1 算定の流れ</p> <p>(1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。</p> <p>(2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。</p> <p>(3) 令和<u>3</u>年産の主食用うるち米については、3の(1)のイで地域協議会別の「生産の目安」を算定した後、5に基づく調整を行う。</p> <p>2 全道の「生産の目安」の算定方法</p> <p>(1) 数量の目安</p> <p>ア 水稻全体 イからエの合計値とする。</p> <p>イ 主食用米 次の情報を総合的に勘案し、算定する。</p> <p>(ア) 農業団体及び集荷団体から報告される<u>3</u>年産米の生産販売計画における主食用米の販売計画数量</p> <p>(イ) <u>2/3</u>年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）</p> <p>(ウ) 元/<u>2</u>年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及</p>

び価格の安定に関する基本指針」参考統計表)

(エ) 前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況

(オ) 作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の主食用米作付意向面積

(カ) その他の関連資料

ウ 加工用米

(ア) うるち

農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえて算定する。

(イ) もち

3年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

エ その他

3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

(2) 面積の目安

3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

び価格の安定に関する基本指針」参考統計表)

(エ) 作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の主食用米作付意向面積

(オ) その他の関連資料

ウ 加工用米

(ア) うるち

農業団体及び集荷団体から報告される3年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の作付意向を踏まえて算定する。

(イ) もち

2年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される3年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

エ その他

3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

(2) 面積の目安

3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イ及びウの合計値とする。

イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付実績を基本に、2(1)イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ 主食用米以外

次の(ア)から(ウ)までの参考値を合計して算定する。

(ア) 加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告(意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分)を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イ及びウの合計値とする。

イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付実績を基本に、2(1)イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ 主食用米以外

次の(ア)から(ウ)までの参考値を合計して算定する。

(ア) 加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告(意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分)を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が 販売計画を 下回る場合	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稲作付意向に一定割合（2%）を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が 販売計画を 上回る場合	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を 反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の3年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

b 「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

(イ) その他（作付意向分）

作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

(ウ) その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の水稲全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

(2) 面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）

(1) イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稲全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の

作付意向が 販売計画を 下回る場合	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稲作付意向に一定割合（2%）を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が 販売計画を 上回る場合	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を 反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の2年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

b 「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

(イ) その他（作付意向分）

作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

(ウ) その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の水稲全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

(2) 面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）

(1) イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稲全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の

面積の合計とする。

4 換算単収の算定方法

(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した3年産水稻の都道府県別の10a 当たり
年収量 (1.7mm 基準ベース) とする。

(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成26年産から令和2年産までの水稻の市町村別収穫量 (北海道) のうち10a 当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸5年分の平均値 (以下、「市町村別7中5平均単収 (作況調整後)」という。) を、次の方法により補正した値とする。

(補正方法)

換算単収 = 市町村別7中5平均単収 (作況調整後) × 補正係数
補正係数 = (農林水産省が公表した3年産の北海道全体の年収量) ÷ (市町村別7中5平均単収 (作況調整後) を元に算定した北海道全体の平均単収)

イ 市町村別7中5平均単収の算定において、秘匿措置により10a 当たり収量の公表値が7年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加

面積の合計とする。

4 換算単収の算定方法

(1) 全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した2年産水稻の都道府県別の10a 当たり
年収量 (1.7mm 基準ベース) とする。

(2) 地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成25年産から令和元年産までの水稻の市町村別収穫量 (北海道) のうち10a 当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸5年分の平均値 (以下、「市町村別7中5平均単収 (作況調整後)」という。) を、次の方法により補正した値とする。

(補正方法)

換算単収 = 市町村別7中5平均単収 (作況調整後) × 補正係数
補正係数 = (農林水産省が公表した2年産の北海道全体の年収量) ÷ (市町村別7中5平均単収 (作況調整後) を元に算定した北海道全体の平均単収)

イ 市町村別7中5平均単収の算定において、秘匿措置により10a 当たり収量の公表値が7年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稻作付面積により加

重平均した値とする。

エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

5 令和4年産主食用うるち米の生産の目安の調整方法

各地域協議会の令和4年産主食用うるち米の生産の目安（以下、「目安」という。）は、全道の「目安」の範囲内で設定することとし、3で算定した面積の「目安」について、次のとおり調整する。

(1) 調整対象の地域協議会

個々の生産者の作付意向を把握しており、かつ、令和3年産作付実績と比較し、令和4年産の作付面積を維持又は増加する意向のある地域協議会（別途定める協議会は除く）

(2) 調整の方法

ア 3の(2)に基づき算定した地域協議会の面積の「目安」の数値を、作付意向面積の数値に置き換える。

イ 各地域協議会の面積の「目安」の合計が、全道の「目安」を上回る場合は、一律の割合を掛けて調整する。

ウ 数量の「目安」は、4の(2)の換算単収を用いて算出する。

6 その他

(1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合する

重平均した値とする。

エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

5 令和3年産主食用うるち米の生産の目安の調整方法

各地域協議会の令和3年産主食用うるち米の生産の目安（以下、「目安」という。）は、全道の「目安」の範囲内で設定することとし、3で算定した面積の「目安」について、次のとおり調整する。

(1) 調整対象の地域協議会

令和2年産作付実績と比較し、令和3年産の作付面積を維持又は増加する意向のある地域協議会（別途定める協議会は除く）

(2) 調整の方法

ア 3の(2)に基づき算定した地域協議会の面積の「目安」の数値を、作付意向面積の数値に置き換える。

イ 各地域協議会の面積の「目安」の合計が、全道の「目安」を上回る場合は、一律の割合を掛けて調整する。

ウ 数量の「目安」は、4の(2)の換算単収を用いて算出する。

6 その他

(1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合する

<p>よう、所要の調整を行うことがある。</p> <p>(2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。</p> <p>(3) <u>地域協議会が報告する作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとする。</u></p>	<p>よう、所要の調整を行うことがある。</p> <p>(2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。</p>
--	--

令和4年度産地交付金について（案）

令和3年10月8日
北海道農政部農産振興課

1 産地交付金の概要 別添のとおり

2 産地交付金（道枠）活用の考え方（令和3年10月8日時点、今後変更する可能性あり）

- (1) 新市場開拓用米や、スマート農業・密苗・直播など新技術の取組に対する支援を強化する。
- (2) 国からの当初配分額に占める道枠の割合を3割程度に高める（国の産地交付金の配分方法の変更等に応じて、変動する場合がある）。
- (3) 標準的な単収の地域におけるナラシを含めた主食用米の収入額を基準に、各品目の助成単価を設定する。
- (4) 令和3年度限りで措置していた「飼料用米等の取組に対する推進加速化助成」及び「飼料用米等の取組に対する緊急助成」は廃止する。
- (5) 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と「産地交付金（道枠）」で重複するメニューは、用途及び支援単価、助成対象範囲の調整を行う。
- (6) 省力化・低コスト化助成において、令和3年度限りで措置していた飼料用米等の一般品種の取組要件緩和は廃止する。
- (7) 種子消毒の取組のうち、薬剤消毒・購入種子（消毒済み）は対象から除外する。
- (8) 国の産地交付金の配分方法が大きく変わる場合、道枠で激変緩和措置を検討するほか、協議会別の地域枠の配分方法について見直しを行うことがある。

3 産地交付金の活用計画案（令和3年10月8日時点）

(1) 配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「留保分」を除いた額の3割程度）を道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分	配分時期		配分先	
	当初 (4月)	追加 (10月)	道枠	地域枠(配分の考え方)
基礎配分	○		○	過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分
		○	※	当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	○	○	○	【当初】国からの配分額を、対象作物の計画面積(拡大分)に応じて配分 【追加】計画面積と実績との差に応じて配分 ※ 転換作物拡大加算、高収益作物拡大加算それぞれで算定する。 ※ 各地域協議会は、本加算の主旨を踏まえた作付を推進する。
		○		実績面積 × 20 千円 / 10a
		○		実績面積 × 20 千円 / 10a
		○		実績面積 × 12 千円 / 10a

※ 道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、留保分から充当することがある。
 ※ 今後の国の予算編成過程で大きく変わることがある（【P】の箇所など）。

(2) 道枠活用計画案

(R4 水田活用直接支払交付金の道への配分額や、仕組みによっては変更の可能性あり)

品目	R4単価
加工用米	↘ ↘
新市場開拓用米	→
飼料用米（多収品種＋複数年契約）	↘ ↘
飼料用米（多収品種＋単年契約）	↘
飼料用米（一般品種＋複数年契約）	↘ ↘
飼料用米（一般品種＋単年契約）	↘ ↘
米粉用米等（複数年契約）	↘ ↘
米粉用米等（単年契約）	↘ ↘
WCS用稲（複数年契約）	↘
WCS用稲（単年契約）	↘ ↘
各品目共通 「スマート農業・密苗・直播など新技術の取組に対する助成」を新設	↗

※ R4 単価の矢印は、R3.3に示した当初単価の計と比較し、

↗ ↘ . . . 1~10 千円程度の増減 ↗ ↘ ↘ . . . 10~20 千円程度の増減 → . . . 同程度

※ R3 の最終単価は未確定（当初単価から減額調整の可能性もあり）

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。

道 再 生 協 第 号
令和 3 年（2021 年） 月 日

各地域農業再生協議会長 様

北海道農業再生協議会長

水田の利用状況（作付体系）の点検及び重点支援期間（令和 3～5 年度）における畑地化の推進について

道や地域農業再生協議会が策定する「水田収益力強化ビジョン」では、令和 3 年度から、畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標を盛り込むことになっています。

北海道農業再生協議会としても、道のビジョンの中で、地域の実情に応じて畑地化の取組を進められるよう、地域の対応方針等について助言を行うことと定めており、北海道農協米対策本部委員会（道米対）や北海道農政事務所と連携しながら推進してまいります。

つきましては、各地域農業再生協議会におかれましても、各協議会で策定しているビジョンに基づき、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着しているほ場や、今後の水稻作に活用される見込みの有無を把握し、高収益作物畑地化支援を活用した畑地化の推進について、ご検討いただくようお願いします。

なお、地域の検討状況について、ヒアリングや意見交換をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

記

○ 参考添付「北海道水田農業収益力強化ビジョン」

連絡先 北海道農業再生協議会水田部会事務局
北海道農政部生産振興局農産振興課
主査（水田対策）
電 話 0 1 1 - 2 0 4 - 5 4 3 5